

新市名候補選定小委員会

第4回会議資料

日 時：平成15年2月27日(木) 16:00～

場 所：東予市総合福祉センター 2階会議室

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第4回新市名候補選定小委員会 会 議 次 第

日時：平成15年2月27日(木) 16:00～

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

新市名候補選定スケジュールについて

新市の名称募集要項について

新市の名称候補選定基準について

3 その他

(1) 第5回小委員会の開催日程について

4 閉 会

2 議 事

審議事項

新市名候補選定スケジュールについて

小委員会 回 数	開催日等	内 容
第4回	平成15年 2月27日	新市名候補選定スケジュールについて 新市の名称募集要項について 新市の名称候補選定基準について
第5回	平成15年 3月15日	新市の名称募集要項について 新市の名称候補選定基準について
-	平成15年 4月上旬～ 平成15年 5月中旬	公募準備（ポスター・チラシ作成等）
-	平成15年 5月20日	新市名公募開始
-	平成15年 6月20日	新市名公募締切
第6回	平成15年 6月上旬	新市の名称候補選定作業方法について
第7回	平成15年 6月下旬	公募状況報告について 新市の名称候補選定作業方法について
-		新市の名称候補の選定（第1次選定）
第8回	平成15年 7月中旬	新市の名称候補の選定（第2次選定） 懸賞の贈呈方法について
第9回	平成15年10月上旬	新市の名称候補の選定（最終） 新市名候補選定小委員会報告書について

審議事項

新市の名称募集要項について

1 目的

合併に対する住民の関心を高め、合併の取組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の知名度の向上を図ることを目的とする。

2 公募の内容

新市の名称にふさわしい市名を公募する。

3 公募の方法

次の内容により、公募を行う。

(1) 公募範囲及び資格

公募範囲は全国とし、誰でも公募できるものとする。

(2) 応募制限

応募は、応募方法に掲げるいずれかの方法で、一人一名称、1点限りとする。

既存の同一市名は、不可。但し、「西条」_、「東予」_、「丹原」_、「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「小松市」_、「小松市」_、「こまつ市」等は可。

新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものとする。漢字の場合は、常用漢字を使用すること。

(3) 応募方法

応募専用用紙 はがき 封書 ファックス 電子メール
協議会事務局ホームページ

(4) 記載内容

郵便番号 住所 氏名(ふりがな) 年齢 電話番号
新市の名称(ふりがな) 名称の理由

(5) 応募先

郵送・FAX・Eメール・ホームページによるもの
〒793-0023

愛媛県西条市明屋敷60番地 西条市市民会館2F
西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局
FAX: 0897-58-2778

Eメールアドレス: gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>
持参によるもの

合併協議会事務局または公共施設（各市町の本庁及び支所、公民館等）で
応募箱を設置しているところ。

（６）懸賞

名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選で名付け親大賞と
して、１名に１０万円相当の商品券又は旅行券を贈呈する。

名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞に漏れた応
募者の中から、抽選で名付け親賞として、１０名に１万円相当の商品券又は
図書券を贈呈する。

残念賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞及び名付け
親賞に漏れた応募者及び新市名候補選定小委員会の最終選考に選ばれた作品
の応募者の中から、それぞれ１０名（計２０名）に、抽選で残念賞として、
５千円相当の商品券又は図書券を贈呈する。

（７）受賞者の発表

受賞者の発表は、協議会において新市名が決定された後、合併協議会だより及
びホームページ等を通じて発表する。

（８）その他

応募制限に違反した応募、応募内容に未記入等があった場合は無効とする。
応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原町・小松町
合併協議会に帰属する。

４ 公募期間

平成１５年５月２０日から平成１５年６月２０日までとし、郵送による応募の
場合は、締切日消印分まで有効とする。

５ 周知方法

新市の名称募集については、協議会だより、合併関係市町の広報誌、合併協議
会のホームページ、ポスター、チラシ、マスコミ等で周知する。

先例地の公募概要

合併協議会名	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会
都道府県名	愛媛県	愛媛県	愛媛県
公募範囲	全国	全国	4市町の区域に住所を有するもの、4市町への通学者
公募方法	はがき、専用応募用紙、FAX、Eメール、インターネット	はがき、封書、FAX、Eメール	募集チラシ、専用応募用紙、官製はがき、封書、FAX、Eメール
記載内容	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号	新しいまちの名称、まちの名称の意味又は理由、住所、氏名(ふりがな)	新しい市の名称、名称のふりがな、市の名称の意味または理由、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号
公募期間	1.5ヶ月	1.5ヶ月	1ヶ月
募集制限	応募は一人何点でも応募可。但し、同一人の同一名称の募集は、1点限り有効。既存の市町村名は使用しない。	なし	応募は一人何点でも可。但し、同一名称は一人1件のみ有効。
懸賞	名付け親大賞	名付け親大賞	名付け親大賞
	新市の名称として決定した作品の応募者の中から抽選により1名。	新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により1名。	新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により1名。
	10万円の商品券	全国共通商品券10万円分	現金10万円
	名付け親賞	名付け親賞	名付け親賞
	名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により10名。	新しい町の名称として選ばれた作品の応募者の中で、名付け親大賞の抽選から漏れた者の中から抽選により9名。	名付け親大賞から漏れた者の中から抽選により10名以内。
	1万円の商品券	図書券一人につき1万円分	現金1万円
	参加賞	佳作・アイデア賞	だんだん賞
すべての応募者の中で、名付け親大賞、名付け親賞から漏れた者の中から抽選により20名。	佳作は、名称候補として協議会へ提案し、新しい町の名称として選ばれなかった作品の応募者の中から抽選により4名。アイデア賞は、「名付け親賞」及び「佳作」とならなかった作品の中から決定。	特にアイデアに優れているもの、高校生以下の児童・生徒から応募されたもの、その他特に推薦できるものの中から、抽選で20名以内。	
5千円の商品券	佳作(アイデア賞)：1万円分(5千円分)の図書券	現金5千円	
周知方法	協議会だより、広報紙、ホームページ、ポスター、チラシ、懸垂膜、マスコミなど	協議会だより、広報紙、ホームページ、チラシ、防災無線等	協議会だより、広報誌、チラシ、ホームページ、マスコミ
新自治体の名称	四国中央市	愛南町	協議中

先例地の公募概要

合併協議会名	引田町・白鳥町・大内町合併協議会	麻植郡合併協議会	徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会
都道府県名	香川県	徳島県	山口県
公募範囲	全国	全国	3市2町に在住または居住されたことのある方
公募方法	はがき、封書、FAX、Eメール	はがき、封書、FAX、ホームページ	官製はがき、指定はがき、Eメール
記載内容	新市の名称、名称の理由、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢、電話番号	新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢
公募期間	2ヶ月	約1ヶ月	2ヶ月
募集制限	何通でも応募可。但し、同一人の同一名称の応募は、1点限り有効。既存の市町村名は使用しない。	応募は、1件につき1点のみ記入。(一人1点限り) FAXについては、用紙1枚に1件のみ記入。	一人一名称、一点限り有効とする。
懸賞	名付け親賞 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名。	名付け親大賞 名称として決定された作品の応募者の中から抽選により1名。	
	10万円分全国共通商品券 アイデア賞	10万円相当の商品券又は図書券 名付け親賞	
	名付け親賞から漏れた者の中から抽選により最高10名。	名付け大親賞から漏れた者の中から抽選により最高5名。	
	1万円分図書券 ユーモア賞	1万円相当の商品券又は図書券 アイデア賞	
	全作品の中から小委員会委員12名がそれぞれ4作品ずつ選定し、小委員会での協議により20作品を選定。	名称に採用された作品以外から委員会での協議により10作品を選定。各作品について応募が複数の場合は、その作品ごとに抽選で決定。10名	地域の特産品を抽選により50名。
	不明	5千円相当の商品券又は図書券	記念品
	周知方法	協議会だより、ホームページ、チラシ、ポスター	不明
新自治体の名称	東かがわ市	吉野川市	周南市

審議事項

新市の名称候補選定基準について

1 選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の～の条件に1つ以上該当する名前とする。

- 地域が地理的にイメージできる名称
- 地域の歴史、文化、特徴を表す名称
- 地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- 対外的にアピールできる名称
- 地域の知名度が向上できる名称

2 選定方法

新市名候補は、応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するものとする。

3 選定に当たっての留意事項

公募結果については、委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案を選定するものではない。

4 その他

その他、新市名候補の選定に必要な事項は、新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。

先例地の選定基準・選定方法

合併協議会名	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	引田町・白鳥町・大内町合併協議会	麻植郡合併協議会
選 定 基 準	漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 既存の市町村名に無い名前 川之江、伊予三島、土居、新宮の文字を使用していない名前 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 対外的にアピールできる名前 地域の知名度が向上できる名前 住民の理想・願いにちなんだ名前 合併を記念した名前 その他新市としてふさわしい名前	漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易で、なじみやすく親しみやすい、新町にふさわしい名称 地域が地理的にイメージできる名前 地域の歴史、文化、特徴等を表す名前 住民の理想・願いにちなんだ名前 対外的にアピールできる名前	第1基準 漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 なじみやすく 親しみやすい 第2基準 地域が地理的にイメージできる名前 地域の特徴を表す名前 地域の歴史、文化にちなんだ名前 住民の理想・願いにちなんだ名前 その他新市としてふさわしい名前	漢字・ひらがな・カタカナにより表記された読み書きが容易な名前 既存の市町村名にない名前（原則基準） 引田、白鳥、大内の文字を使用していない名前（原則基準） 引田・白鳥・大内地域が地理的にイメージできる名前 引田・白鳥・大内地域の特徴を表す名前 引田・白鳥・大内地域の歴史・文化にちなんだ名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前 合併を記念した名前 その他新町(市)としてふさわしい名前	基本理念との整合性のある名称とする 地域住民の理解が得られる名称とする 誇りのある名称とする
選 定 方 法	小委員会で5候補程度を決定し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補程度を決定し、合併協議会で決定。	小委員会で3候補程度を決定し、合併協議会で決定。	小委員会で10候補を選定し、合併協議会で決定。	名称候補を3点選定し、協議会に提案する。

先例地の選定基準・選定方法

合併協議会名	徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会	中球磨5か町村合併協議会	下五島一市五町合併協議会	養父郡合併協議会	高富町・伊自良村・美山町合併協議会
選定基準	<p>漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前</p> <p>第1基準(すべてに該当すること)</p> <p>読みやすく、書きやすいこと</p> <p>なじみやすく、親しみやすいこと</p> <p>現存の他市との混同、混乱を避けること</p> <p>第2基準(いずれか1つ以上に該当)</p> <p>3市2町のうち、いずれかの市町の名称</p> <p>3市2町のいずれかの名称を用いた新しい名称</p> <p>地域の地理的なイメージができる名称</p> <p>地域の歴史、文化、特性等を表す名称</p> <p>地域住民の理想や願いにちなんだ名称</p>	<p>既存の市町村に無い名前(原則基準)</p> <p>漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前</p> <p>地域が地理的にイメージできる名前</p> <p>地域の特徴を表す名前</p> <p>地域の歴史・文化にちなんだ名前</p> <p>地域住民の理想・願いにちなんだ名前</p> <p>合併を記念した名前</p> <p>その他、新町名としてふさわしい名前</p>	<p>漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前</p> <p>地域が地理的にイメージできる名前</p> <p>地域の特徴を表す名前</p> <p>地域の歴史・文化にちなんだ名前</p> <p>住民等の理想・願いにちなんだ名前</p> <p>その他、新市としてふさわしい名前</p>	<p>漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名称</p> <p>読み書きが容易な名称</p> <p>地域が地理的にイメージできる名前</p> <p>地域の特徴を表した名前</p> <p>地域の歴史・文化にちなんだ名前</p> <p>住民の理想・願いにちなんだ名前</p> <p>その他新市としてふさわしい名前</p> <p>同一名称についての応募数は参考</p>	<p>漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名前</p> <p>既存の市町村名でない名称</p> <p>名称の理由が明確なもの</p> <p>同一名称への応募数については選考の参考に留める</p>
選定方法	小委員会で5候補を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で4候補を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補を選定し、合併協議会で決定。	小委員会で10候補を選定し、合併協議会で決定。

先例地の選定基準・選定方法

合併協議会名	静岡市・清水市合併協議会	田無市・保谷市合併協議会	北魚沼6か町村合併協議会	北浦原郡南部郷合併協議会	高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会
選定基準	漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名前	漢字、ひらがな、カタカナにより表記され、読み書きが容易な名前 田無・保谷地域が地理的にイメージできる名前 田無・保谷地域の特徴を表す名前 田無・保谷地域の歴史・文化にちなんだ名前 市民等の理想・願いにちなんだ名前 合併を記念した名前 その他新市名としてふさわしい名前	漢字、ひらがなにより表記され、読み書きが容易な名前 市町村名として現存している名称でないこと。 市町村名の表記が異なる場合であっても読み書きが現存する市町村名と同じ名称でないこと。 堀之内、小出、湯之谷、広神、守門、入広瀬の名称を使用した名称でないこと。 その他新しい市の名称としてふさわしくない名称でないこと。	漢字、ひらがな、カタカナにより表記された名称 できる限り、既存の市町村に無い名称 郷土の歴史・文化、地理的要件、顕著な特色、周知の動植物等も含め、地域住民の希望や願いにちなんだもので、新市の名称として親しまれるものを選定。	漢字、ひらがな、カタカナにより表記され、読み書きが容易な名前 既存の市町村名(高松、七塚、宇ノ気も含む)でない名称 地理的にイメージできる名称 歴史・文化にちなんだ名前 住民の理想や願いにちなんだ名称 同一名称への応募数については選考の参考に留める
選定方法	小委員会で5候補を選定し、合併協議会で決定。 協議会では投票により決定。 第1回投票3候補。 第2回投票最終決定。	小委員会で5～10候補を選定。 合併協議会で5候補を選定。 市民意向調査で決定。	10点を小委員会において各委員の協議又は投票等により選定する。	10候補を小委員会にて選考し、合併協議会で決定。	小委員会で5候補に絞込み、合併協議会で決定。

3 その他

(1) 第5回小委員会の開催日程について

日 時	平成15年3月15日(土) 13:30~
場 所	西条市役所 5階大会議室